○厚生労働省告示第五十二号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十八条の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、次のとおり製品検査の業務の一部廃止を許可したので、同法第四十五条第四号の規定に基づき公示する。

平成二十七年三月十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

登録検査機関の名称	廃止する製品検査の業務	廃止の日
一般財団法人上越環境科学センター	食品衛生法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査としての細菌学的検査	平成二十六年十二月一日

○厚生労働省告示第五十三号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、代表者を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十七年三月十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

登録検査機関の名称	変更後の代表者の氏名	変更前の代表者の氏名	変更の日
日本エコテック株式会社	郷　和久	宮崎　恒雄	平成二十六年十二月二十五日

○厚生労働省告示第五十四号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十四条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号及び同令第九条第一項第一号に規定する厚生労働大臣の登録を受けた養成施設（以下「登録養成施設」という。）として、次のとおり登録したので、同令第二十条第一号（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

平成二十七年三月十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

登録養成施設の名称及び所在地	登録年月日
神奈川工科大学応用バイオ科学部栄養生命科学科 神奈川県厚木市下荻野千三十番地	平成二十六年十二月二十二日
城西大学薬学部医療栄養学科 埼玉県坂戸市けやき台一―一	平成二十六年十二月二十二日
工学院大学先進工学部応用化学科食品衛生管理者・食品衛生監視員養成課程 東京都新宿区西新宿一丁目二十四番二号	平成二十七年一月八日
信州大学農学部農学生命科学科生命機能科学コース食品衛生課程 長野県上伊那郡南箕輪村八千三百四	平成二十七年二月四日
東北女子大学家政学部健康栄養学科 青森県弘前市大字清原一丁目一番地十六	平成二十七年二月五日

○厚生労働省告示第五十五号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十六条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号及び同令第九条第一項第一号に規定する厚生労働大臣の登録を受けた養成施設（以下「登録養成施設」という。）である東海学院大学健康福祉学部食健康栄養学科食品衛生管理領域について、その名称を次のとおり変更する旨の届出があったので、同令第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

平成二十七年三月十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

変更後の登録養成施設の名称	変更前の登録養成施設の名称	変更の日
東海学院大学健康福祉学部管理栄養学科	東海学院大学健康福祉学部食健康栄養学科食品衛生管理領域	平成二十六年四月一日

○農林水産省告示第五百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　群馬県渋川市行幸田字宮ノ上一五五五の一、一五五五の二、二四八八、二五〇七、二五〇八の一、二五〇八の二、二五〇九から二五一一まで、二五一三、二五一六の一・二五一七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字大日影二三九一、二三九三から二三九五まで、多野郡神流町大字生利字御鉾二二三の一、甘楽郡下仁田町大字西野牧字小平一一七五〇、一一七五一の二から一一七五一の四まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁並びに渋川市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡産山村大字田尻字上釜蓋二五の二、字蓬原七六九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字蓬原七六九（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び産山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月十二日

農林水産大臣　林　芳正